

様式5 - 2

議 案 の 提 出 (その2)

発議第 2 号

「道路整備の推進」と「道路財特法における補助率等の
嵩上げ措置の継続」に関する意見書の提出について

上記の議案を別紙のとおり、会議規則第14条の規定により提出します。

平成 29 年 6 月 23 日

提出者	米沢市議会議員	鳥 海 隆 太
賛成者	〃	相 田 克 平
	〃	山 村 明
	〃	小久保 広 信
	〃	佐 藤 弘 司
	〃	
	〃	
	〃	
	〃	

米沢市議会議長 様

「道路整備の推進」と「道路財特法における補助率等の嵩上げ措置の継続」に関する意見書（案）

道路は、地域の発展や経済社会活動を支える最も重要な社会基盤であるとともに、防災ネットワークの構築により住民の安全・安心を確保することからも、その整備・充実が求められます。

しかしながら、本県の道路整備水準は全国と比較すると大きく立ち遅れており、寸断されている高速道路の整備やアクセス道路の整備、さらには生活道路においては冬期間の安全が未だ十分でないなど緊急課題が山積しております。

本市においても、国、県及び市道の整備はまだまだ立ち遅れている状況にあり、安全で円滑に通行できる地域間幹線道路や生活道路の整備が急務となっていることに加え、自然災害に対する事前防災・減災対策、通学路の安全対策や既存道路インフラの老朽化対策など、新たな課題にも直面しています。

このような状況において、「道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」（以下、「道路財特法」）の規定による補助率の嵩上げ措置が平成29年度末で切れ、平成30年度から地方負担が増加することになれば、地方創生の実現はもとより、自治体運営にも多大な影響が生じることになります。

つきましては、今後も地域における道路整備を着実に推進するため、下記の事項について強く要望します。

記

- 1 道路整備を計画的かつ着実に推進するため、社会資本整備総合交付金や防災・安全交付金について安定的かつ十分な予算を確保するとともに、道路財特法の補助率等の嵩上げ措置については、平成30年度以降も継続すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成29年 6月 日

米沢市議会議長 島 軒 純 一

内閣総理大臣	様
総務大臣	様
財務大臣	様
国土交通大臣	様